

## 暴行に繋がりがねない不適切な言動について

暴行となり得る行為について、レベル毎に区分し、レベル別に対応及びフローを定める。

また、レベル 1 の該当行為である「不適切な言動」を次に示す。

レベル 0	特に問題とならない程度の行為
レベル 1	<b>不適切な言動（生命・身体を害する程度が低い有形力の行使など）</b>
レベル 2	生命・身体を害する程度が高い有形力の行使

## ■ レベル 1 不適切な言動（案）

○「生命・身体を害する程度が低い有形力の行使」に該当する以下のような言動は、「暴行に繋がりがねない不適切な言動」とみなす。

- ・大きな声を出す、机を叩くなどで相手を威嚇する。
- ・刺青や指の欠損を見せる、殴る真似をするなどで相手を威嚇する。
- ・肩を組む、背中を叩くなど、相手を不快にさせる。

※殴る、蹴る、刃物を出す、喧嘩をするうえで服を掴むなどの「生命・身体を害する程度が高い有形力の行使」については、暴力行為として緊急対応を行う。

## ■ （参考）「暴行」に関する判例（概要）

- ・暴行とは、人の身体に対する不法な攻撃方法の一切であり、傷害の危険は必ずしも暴行罪成立の必要条件ではない。（大審院昭和 8 年 4 月 15 日判決）
- ・暴行とは、室内において相手方の身辺で大太鼓等を連打し、同人に頭脳の感覚が鈍りもうろうたる気分を与える程度に達せしめたる場合をも包含すると解すべき（最高裁昭和 29 年 8 月 20 日判決）
- ・暴行とは、必ずしもその性質上傷害の結果発生に至ることを要するものでなく、単に不快嫌悪の情を催させる行為もこれに該当すると解すべき。（福岡高等裁判所昭和 46 年 10 月 11 日判決）

## ■ （参考）判例により暴行にあたとされた事例

- ・手を持って人の肩を押し、土間に転落させる
- ・電車に乗ろうとする被服をつかんで引っ張る
- ・仰向けに倒れた女子の上に乗る
- ・被害者の所持する空き缶を蹴る
- ・驚かせるつもりで椅子を投げつける
- ・目の前で包丁を突き付ける

## ■ （参考）刑事訴訟法第 239 条第 2 項

官吏又は行使は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない。